

一宮市自転車等の放置の防止に関する条例（平成6年一宮市条例第34号）第13条第1項の規定により、自転車等を保管したので、同条第2項前段の規定により次のとおり告示する。

令和7年7月30日

一宮市長 中 野 正 康

1 保管した自転車等及び撤去した場所

別紙放置禁止区域自転車撤去台帳のとおり（「返却」欄に日付の記載のあるものを除く。）

なお、同台帳において、「A」、「B」、「C」及び「D」は、別紙図面の「A」、「B」、「C」及び「D」の地区とする。

2 撤去した日時

別紙放置禁止区域自転車撤去台帳のとおり

時間：午前10時00分から午後4時00分までの間

3 保管する期限

告示の日から起算して6月を経過するまで

4 保管及び返還を行う場所

保管・返還場所：一宮市栄4丁目6番11号

一宮駅自転車等一時保管所

（電話：0586－71－7100）

5 返還のための手続を受け付ける時間

午後1時から午後7時まで

6 その他

3の保管する期限前であっても、自転車等の保管に不相当な費用を要する場合は、一宮市自転車等の放置の防止に関する条例第14条第1項及び一宮市自転車等の放置の防止に関する条例施行規則第11条の規定により、2ヶ月の経過後、当該自転車等を売却したり、廃棄処分したりすることがありますので、ご注意下さい。

放置禁止区域自転車撤去台帳

撤去日 令和 7 年 7 月 2 / 日

地区	No.	警告時刻	氏 名	住 所	防犯登録			車体番号		特徴			備考	返却
		撤去時刻	撤去場所							色	スタンド	荷台		
A	1	10:50			17	7	4PP74	B7876P26	紺	西	有			
		13:25	丁 志 家											
"	2	10:25			19	7	7702P	B9J01950	紺	西	有		7/21	
		13:25	丁 志 家											
"	3	10:25			13	7	02327	G2YH01868	白	西	有	前カゴに 本車寄付	7/22	
		13:25	丁 志 家											
"	4	8:10			19	18	72390	A1PPK13800	黒	西	有			
		13:50	喰 店											
"	5	8:12			19	17	25274	B8HCT—	黒	西	有			
		13:50	キリたんたん											
"	6	8:06			21	7	14892	HJ22E01080	青	片	有	前カゴに パンク		
		14:00	本町田カトミ											
		:												
		:												
		:												
		:												
		:												
		:												
		:												
		:												
		:												
		:												

放置禁止区域自轉車撤去台帳

撤去日 令和 7 年 7 月 22 日

[illegible]

放置禁止区域自転車撤去台帳

撤去日 令和 7 年 7 月 23 日

[illegible]

